

# 看護職員の需給推計について

## 看護職員の需給推計の考え方について

- ✓ 看護職員の需給推計については、次のような考え方で実施してはどうか。
  - ・ 地域医療構想との整合性の観点から、2025年における看護職員の需給推計を行う。
  - ・ 先行する医師の需給推計の方法を踏まえながら、看護職員の需給推計を行う。その際、看護職員に固有の事情は考慮する。
  - ・ 看護職員の需給推計は、「各都道府県が推計ツールを用いて行う需給推計を全国ベースへ集約したもの」(以下「都道府県集約版」)とする。ただし、別途、「全国ベースで需給を試算したもの」(以下「全国試算」)も策定しておく。  
12月の本分科会の報告書とりまとめにおいては、「都道府県集約版」をもとに、看護職員の需給推計をとりまとめる。  
なお、12月時点で地域医療構想の未策定等により需給推計が完了していない都道府県がある場合は、「全国試算」の数値等を活用して「都道府県集約版」の「暫定版」を策定しておき、各都道府県の需給推計が出揃い次第、「都道府県集約版」を確定させる。
- ✓ 看護職員の需給推計に当たって、次の点について、どのように考えるか。
  - ・ 2025年より前の年における需給推計、推計する場合に根拠とするデータや推計方法について、どのように考えるか。
  - ・ 2025年より後の中長期の需給推計について、どのように考えるか。

## 看護職員の需要推計の方法について①

- ✓ 看護職員の需要推計については、次のような方法を基本としてはどうか。
  - (1) 「医療需要(病床数あるいは患者数)あたり看護職員数」をもとに、看護職員の需要推計を行う。
  - (2) 現状分析により、現在の「医療需要あたり看護職員数」を設定する。  
その際、看護職員の労働時間や勤務環境改善について、複数の仮定を設定することも検討する。
  - (3) 「医療需要」の推計については、
    - ① 一般病床及び療養病床については、地域医療構想と同様の手法で推計された、2025年の医療需要に基づく。(医師の需要推計と同様の医療需要を活用することを想定。)
    - ② 地域医療構想で示されていない医療需要(例えば、病院の手術室・外来・看護管理部門等、精神病床、無床診療所、訪問看護事業所、介護サービス、保健所・市町村・学校養成所等)については、現状分析等に基づいて一定の仮定を設定し推計を行う。(仮定が複数ある場合には複数の推計を行う。)
  - (4) (3)の医療需要の推計結果に、(2)の「医療需要あたり看護職員数」を適用して、病院・診療所等の施設類型ごとに、看護職員数を推計する。その際、常勤換算人員数に加えて、実人員数も推計する。
- ✓ 次の施設類型ごとに、看護職員の需要推計の方法を検討してはどうか。
  - 一般病床及び療養病床(病院の病棟、病棟以外、有床診療所) / 精神病床 / 無床診療所
  - / 訪問看護事業所等(病院・診療所が行う訪問看護を含む) / 介護サービス / 保健所・市町村・学校養成所等

## 看護職員の需要推計の方法について②

### 1. 病院の病棟及び有床診療所(一般病床及び療養病床)

現在の看護職員数を、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能に按分し、医療機能ごとの病床数を用いて看護職員数を将来推計。なお、慢性期病床については、医師の需要推計における現行ベースでの推計を参照する。

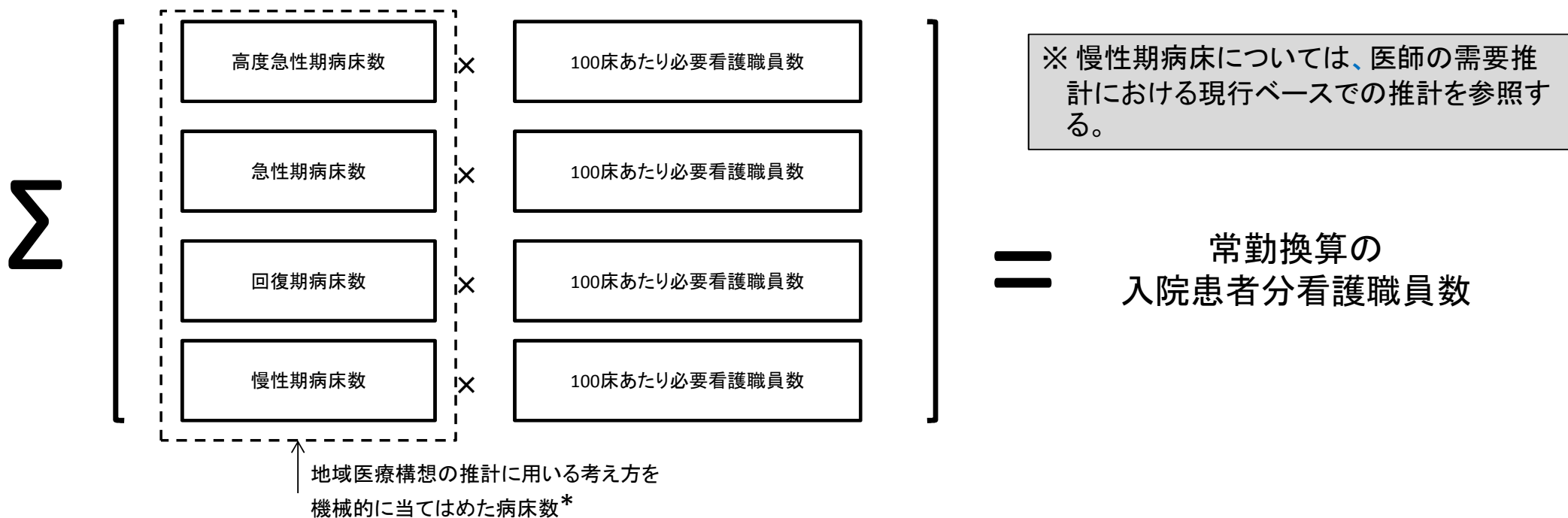
- ✓ 看護職員数の4つの医療機能への按分については、例えば、次のような方法を検討してはどうか。また、他の按分方法が考えられるか。
  - ・ 特定入院料・入院基本料の届出病床数及び看護職員配置基準を用いる方法(現状の看護職員数との乖離を併せて確認)
  - ・ 病床機能報告制度のデータを用いる方法
  - ・ 各医療機能における平均的な医療資源投入量(入院基本料相当分は含まれない)に基づく按分による方法(=医師について検討されている方法)

### 2. 病院の病棟以外(一般病床及び療養病床)

現在の看護職員数を4つの医療機能に按分し、医療機能ごとの病床数を用いて看護職員数を将来推計。

- ✓ 看護職員数の4つの医療機能への按分について、どのような方法で行うか。
- ✓ 病院における病棟以外(手術室、外来、看護管理者、教育部門、検査部門、材料部門、地域医療連携部門等)の医療需要は、各医療機能の医療需要と同様に推移すると仮定することは可能か。

## 【一般病床及び療養病床の看護職員に係る推計方法】



## 看護職員の需要推計の方法について③

### 3. 精神病床

- ✓ 精神病床の看護職員数の将来推計については、医師の需要推計で検討されている下記の方法を参考にして、推計方法を検討してはどうか。

#### i) 医療需要の推計

- ✓ 地域医療構想においては、精神病床について、将来の需要推計を行っていない。そのため、別途、医療需要の推計に相当する対応が必要。
- ✓ このため、必要病床数の推計は、性・年齢階級別の入院受療率および将来の性・年齢階級別推計人口を用いて、機械的な試算を行うこととする。その際、受療動向については、患者調査や社会医療診療行為別調査を活用し、受療実態や診療実態の推移等(必要に応じて性・年齢階級ごとに)を分析する等の対応を行う。
- ✓ これらの推計・試算を活用しつつ、一般病床及び療養病床と同様に、精神病床についても、病床機能区分を行った上で区分ごとの医療需要を推計する方法や、病床機能区分を行わず推計する方法等いくつかの仮定に基づいて、複数の推計値(幅)を持った推計を行う。なお、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」(「今後の方向性に関する意見の整理」を平成24年6月28日にとりまとめ、以下単に「平成24年とりまとめ」という。)において、精神病床を3つの機能(入院期間がそれぞれ、3か月未満、3か月～1年未満、1年以上)に分けて検討するとされており、適宜参考にする。

#### ii) 医療需要あたり医師数について

- ✓ 平成24年とりまとめにおいて、精神病床を3つの機能それぞれの基本的な医師配置の考え方を示しており(入院期間が3か月未満については、一般病床と同等の配置、3か月～1年未満については、現在の精神病床と同等の配置とする等)、これらを参考にしつつ、いくつかの仮定に基づき複数の推計値(幅)を持った推計を行う。

## 看護職員の需要推計の方法について③

### 4. 無床診療所(外来)

- ✓ 無床診療所の看護職員数の将来推計については、医師の需要推計で検討されている下記の方法を参考にして、推計方法を検討してはどうか。

#### i) 医療需要の推計

- ✓ 地域医療構想においては、外来医療についての将来の需要推計を行っていない。そのため、今回新たに外来患者数に基づき、外来の医療需要を推計する。
- ✓ 外来患者数の将来推計については、性・年齢階級別の外来受療率および性・年齢階級別将来推計人口を用いる。この際、外来受療率については、患者調査や社会医療診療行為別調査を活用し、受療実態や診療実態の推移(必要に応じて性・年齢階級ごとに)の分析に基づき将来の変動について、いくつかの仮定を設定し、複数の推計値(幅)を持った推計を行う。

#### ii) 医療需要あたり医師数

- ✓ 直近の医療施設調査(平成26年10月)において、無床診療所の勤務医師数により外来医療における「医療需要あたり医師数」を設定する。

- ✓ 他の推計方法として、例えば、1施設あたりの看護職員数や、施設数のこれまでの推移等により将来推計した施設数を用いる方法も検討してはどうか。

## 看護職員の需要推計の方法について④

### 5. 訪問看護事業所等(病院・診療所が行う訪問看護を含む)

- ✓ 介護保険における訪問看護については、例えば、介護保険事業計画における訪問看護の見込量を用いて看護職員を将来推計する方法等を検討してはどうか。
- ✓ 医療保険における訪問看護については、例えば、現在の利用件数及び将来推計人口等から利用件数を将来推計し、現在の利用者件数あたり看護職員数を用いて看護職員数を将来推計する方法等を検討してはどうか。
- ✓ 地域医療構想における慢性期医療の需要推計を踏まえ、将来は在宅医療等で追加的に対応するとされている医療需要の増加分を、将来の訪問看護の医療需要へ、どのように反映させるか。

### 6. 介護サービス

- ✓ 介護サービス(介護施設、在宅介護)の看護職員数については、例えば、介護保険事業計画における介護サービスの見込量を用いて看護職員数を将来推計する方法等を検討してはどうか。
- ✓ 地域医療構想における慢性期医療の需要推計を踏まえ、将来は介護施設等で追加的に対応するとされている医療需要の増加分を、将来の介護サービス需要へ、どのように反映させるか。

### 7. 保健所・市町村・学校養成所等

- ✓ 保健所、市町村、看護師等学校養成所・研究機関、社会福祉施設(老人福祉施設、児童福祉施設等)、事業所等の看護職員数については、例えば、都道府県の推計等により看護職員数を将来推計する方法を検討してはどうか。
- ✓ 助産師数について、再掲として、分娩件数、助産師の業務等を勘案して将来推計する方法を検討してはどうか。



## 看護職員の供給推計の方法について

- ✓ 看護職員の供給推計については、次のような方法としてはどうか。
  - 新規就業者数、再就業者数、離職率を用いて、看護職員の年次増減数を算出。
  - この数値を最新値に積み上げて、将来の看護職員供給数を推計。
  
- ✓ 看護職員の供給推計を、次のような数値等により行うことを検討してはどうか。
  - 新規就業者数 : 養成課程の卒業生のうち、就業した人数
  - 再就業者数 : 衛生行政報告例や都道府県が行っている調査を活用した再就業者数の把握を検討。
  - 常勤看護職員離職率 : 総退職者数(定年退職を含む)が平均職員数に占める割合
  
- ✓ 看護職員の供給推計に当たって、看護師等免許保持者の復職支援の強化、勤務環境の改善を通じた定着促進・離職防止等の効果をどのように考えるか。